

～農協資産保全部会役員研修会～ 農地の継承のため生前から準備を

近年の税制改正の動向をつかみ資産運用や農業経営に役立ててもらおうと、J A神奈川県中央会とJ A全農かながわは9月11日、「県下農協資産保全部会役員研修会」を関内新井ホール（横浜市）で開催した。県下11 J Aに現在31ある資産保全部会の役員ら225名が参加した。

相続や贈与の計算の根拠となる路線価は、対前年の平均変動率はプラス0.6%と僅かながら上昇した。また、27年1月以降は相続税改正に伴う基礎控除額が従来



資産保全部会役員ら225名が研修に参加した

の約6割に引き下げられ、部会員の負担感が増している。

一方で4月に都市農業振興基本法が成立し、都市農業の継続や農地の有効活用や適正な保全を図るため、国や地方自治体は法制上や財政上、税制上の措置をとるよう求められている。

中央会の瀬戸専務は、主催者挨拶の中で「都市農業振興基本法の成立は、農家組合員にとって明るい材料といえる。これから具体的な振興策を議論し、農地の存続に向けた税制の整備などを進める必要がある」と力を込めた。

研修では、都市農家の資産税を中心にコンサルタントを行う清田幸弘税理士が、農地を後継者へ引き継ぐ視点から、27年度税制改正の要点を踏まえて相続を解説した。都市農業での農地継承には、生前から相続に備える事が必須となる。耕作放棄地の農地としての活用や、後継者との同居、生命保険加入や養子縁組、資産の評価換えなど、生前に検討すべき事項は多い。資産を把握し、納税準備資金をどのような手段で用意し、遺産をどう分配すべきか、相続・遺言対策について適切な判断が難しい場合は、J A資産管理



相続対策について講演する清田税理士。
総合窓口であるJ Aへの相談を呼びかけた

相談員などを通じて税理士へ相談するよう呼びかけた。また、遊休地を居住用・事業用・賃貸用へ活用する場合は、平成29年4月から予定される消費税率10%への引き上げに関し、平成28年9月30日までに契約すると税率8%が適用される「請負工事等に係る適用税率の経過措置」に留意するよう促した。

続いて、有限責任監査法人「トーマツ」と税理士法人「トーマツ」が、「相続を円滑に進めるための基礎知識」と題して講演した。相続税や基礎控除額の試算方法、相続発生後の各種手続きの流れ、農地等の納税猶予制度の適用条件などについて、分かりやすく説明した。

納税は税理士、登記は司法書士、相続手続き用の書類作成は行政書士、相続争いは弁護士というように、相続は各種専門知識が不可欠となる。県下J Aは総合相談窓口として組合員の資産運用を支援していく。